

香芝市告示第97号

香芝市自治会補助金等交付要綱を次のように定める。

令和8年4月10日

香芝市長 三橋和史

香芝市自治会補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会の活動を支援するため、予算の範囲内において香芝市自治会補助金等（以下「自治会補助金等」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会所等 地域の住民が集会、行事その他の地域活動に利用する施設をいう。
- (2) 公認集会所 自治会が管理する集会所等のうち、第6条第2項の規定による認定を受けたものをいう。
- (3) 従たる公認集会所 自治会が2以上の公認集会所を有する場合において、中心となる公認集会所以外の公認集会所をいう。
- (4) 新築 公認集会所を有しない自治会が公認集会所を新たに建築することをいう。
- (5) 増築 公認集会所の床面積を増やすことをいう。
- (6) 改築 公認集会所の全部又は一部を取り壊し、改めて建築することをいう。
- (7) 新增改築 新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (8) 修繕等 公認集会所を修繕し、改修し、模様替えし、耐震診断し、又は耐震改修することをいう。
- (9) 防犯カメラ 犯罪の未然の防止を図るとともに、犯罪又は事故等の発生時における事実関係を明らかにするための体制を整備し、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として自治会が設置する常設の撮影装置で、レコーダー（撮影画像を記録し、及び取り出す機能を有するものをいう。以下同じ。）その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (10) 撮影画像 防犯カメラにより撮影された画像情報であって、レコーダーに記録されたものをいう。

(自治会補助金等)

第3条 自治会補助金等は、次のとおりとする。

- (1) 香芝市自治会交付金（以下「自治会交付金」という。）
- (2) 香芝市防犯灯設置補助金（以下「防犯灯設置補助金」という。）
- (3) 香芝市防犯灯電気料金補助金（以下「防犯灯電気料金補助金」という。）
- (4) 香芝市消防施設整備補助金（以下「消防施設整備補助金」という。）
- (5) 香芝市集会所等整備補助金（以下「集会所等整備補助金」という。）
- (6) 香芝市防犯カメラ設置補助金（以下「防犯カメラ設置補助金」という。）
- (7) 香芝市通信機器等導入補助金（以下「通信機器等導入補助金」という。）

(補助対象者)

第4条 自治会補助金等の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する香芝市内の自治会とする。

- (1) 自治会の区域内に居住し、かつ、自治会の規約等に基づき自治会に加入するために必要な手続を行った者に対し、自治会の構成員となる資格を認めていること。
- (2) 交付を受けた自治会補助金等の用途について、宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるおそれがなく、香芝市の宗教的中立性を損なわないこと。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金等)

第5条 自治会補助金等の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、自治会補助金等の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、自治会補助金等の額等は、別表第1から別表第7までに定めるとおりとする。

(集会所等整備補助金)

第6条 公認集会所の認定を受けようとするものは、公認集会所認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 集会所等の位置が分かる地図
- (2) 集会所等の図面、見取図等
- (3) 集会所等の現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、認定をし、公認集会所認定通知書（第2号様式）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

- 3 別表第5の規定にかかわらず、この要綱及び香芝市自治会交付金交付要綱等を廃止する要綱（令和8年4月10日施行）による廃止前の香芝市集会所等整備補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）の規定により集会所等整備補助金の交付を受ける原因となった公認集会所については、当該交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、当該公認集会所を原因として集会所等整備補助金を交付しないものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。
- 4 別表第5の規定にかかわらず、香芝市が国又は奈良県からの公認集会所の新增改築に関する事業に係る補助金等の交付を受けたときは、集会所等整備補助金の額に当該国又は奈良県の補助金等の額を加算した額を集会所等整備補助金の額とするものとする。
- 5 別表第5の規定にかかわらず、市長は、第9条の規定により提出された書類を審査し、必要があると認めるときは、公認集会所の修繕等に係る集会所等整備補助金の額に上限を設けることができる。
- 6 この要綱の規定により集会所等整備補助金の交付の決定を受けたものは、補助対象事業に係る諸費の支出を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければならない。

（防犯カメラ設置補助金）

第7条 別表第6に定める防犯カメラの設置等に関する事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 香芝市が法令及び条例の定める事務を遂行するため要請をしたときは、撮影画像を香芝市職員に閲覧させ、又は提供するよう協力すること。
- (2) 防犯カメラの設置について事前に自治会の会員に周知していること。
- (3) 防犯カメラの設置場所の所有者から設置についての許可を得ていること。
- (4) 防犯カメラの設置及び管理について、適切な運用基準を定めていること。
- (5) 防犯カメラの設置について、香芝警察署に意見を求めていること。
- (6) 撮影の対象となる区域は、原則として道路（通常特定の者のみが通行等する道路であり、撮影することで当該特定の者のプライバシーの確保に支障が生じる場合を除く。）、公園その他公共の場所とし、やむを得ず個人の住宅の玄関、庭その他私的な空間が撮影範囲に含まれる場合においては、所有者、居住者等の同意を得ていること。
- (7) 防犯カメラのリース契約を締結する場合においては、契約期間の終了後に防犯カメラの所有権が自治会に移転するものであること。
- (8) 香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（令和7年告示第186号）第4条第1項第6号の市長が別に定める仕様を参酌し、防犯カメラの

設置箇所付近に防犯カメラを設置していることを表示すること。

(9) 香芝市防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン及び関係法令等を遵守し、プライバシー及び個人情報の取扱いに十分に配慮すること。

2 別表第6の規定にかかわらず、第9条の規定により申請をするものが当該申請に係る同表に規定する補助対象事業について国、奈良県等から補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の額から当該国、奈良県等の補助金等の額を差し引くものとする。

(通信機器等導入補助金)

第8条 別表第7の規定にかかわらず、この要綱及び香芝市自治会交付金交付要綱等を廃止する要綱による廃止前の香芝市通信機器等導入補助金交付要綱(令和5年10月10日施行)の規定によりデジタル機器及びソフトウェアの購入に係る経費並びに回線工事等環境の整備に係る経費について通信機器等導入補助金の交付を受けた場合は、当該交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、当該経費は補助対象経費としない。

2 別表第7の規定にかかわらず、次条の規定により申請をするものが当該申請に係る同表に規定する補助対象事業について国、奈良県等から補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の額から当該国、奈良県等の補助金等の額を差し引くものとする。

(交付申請)

第9条 自治会補助金等の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、香芝市自治会補助金等交付申請書(第3号様式)に、別表第8に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自治会補助金等の交付を決定し、香芝市自治会補助金等交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、自治会補助金等を交付しないことを決定したときは、香芝市自治会補助金等不交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の内容等の変更)

第11条 前条第1項の規定により自治会補助金等の交付の決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない理由により補助対象事業の内容等を変更するときは、香芝市自治会補助金等変更承認申請書(第6号様式)に、別表第8に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当初の補助対象経費の合計額の100

分の20に相当する金額を超えない変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、香芝市自治会補助金等変更承認通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了した後、速やかに香芝市自治会補助金等実績報告書（第8号様式）に、別表第9に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、自治会交付金及び防犯灯電気料金補助金に係る交付決定者の実績は、第9条の規定による申請によって報告されたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき自治会補助金等の額を確定し、香芝市自治会補助金等交付金額確定通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自治会交付金及び防犯灯電気料金補助金に係る交付すべき自治会補助金等の額は、第10条第1項の規定による自治会補助金等の交付の決定をもって確定したとみなし、前項の規定による通知を省略するものとする。

（補助金の交付）

第14条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知（自治会交付金及び防犯灯電気料金補助金にあっては、第10条第1項の規定による通知）を受けたときは、速やかに香芝市自治会補助金等交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに自治会補助金等を交付するものとする。

（概算払）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、概算払により自治会補助金等（自治会交付金及び防犯灯電気料金補助金を除く。）を交付することができるものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定により自治会補助金等の概算払を受けようとするときは、香芝市自治会補助金等概算払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により自治会補助金等の概算払を受けた者は、第13条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに香芝市自治会補助金等概算払

精算書（第12号様式）を市長に提出し、自治会補助金等を精算しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した自治会補助金等の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したものがあるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものがあるとき。

（報告等）

第17条 市長は、自治会補助金等の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間における別表第1の規定の適用については、同表中「38万円」とあるのは、「36万円」とする。
- 3 施行日から令和10年3月31日までの間における別表第1の規定の適用については、同表中「220円」とあるのは、「200円」とする。
- 4 この要綱の施行の際現に香芝市自治会交付金交付要綱等を廃止する要綱による廃止前の香芝市防犯灯設置補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）、香芝市防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成28年7月1日施行）及び香芝市通信機器等導入補助金交付要綱の規定により補助金の交付の申請をし、又はその決定を受けているものは、それぞれこの要綱の規定により防犯灯設置補助金、防犯カメラ設置補助金及び通信機器等導入補助金の交付の申請をし、又はその決定を受けているものとみなす。

別表第1（第5条関係）

自治会交付金

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	
自治会の運営、自治会活動、行政への協力その他自治振興に関する事業	補助対象事業に要する経費	均等割	香芝市自治連合会に所属する自治会にあつては年額38万円、香芝市自治連合会に所属しない自治会にあつては年額4万5,000円
		世帯割	4月1日時点の自治会に加入している世帯数（同日時点の住民基本台帳に記録された世帯数を超える場合にあつては、当該住民基本台帳に記録された世帯数。この表において同じ。）に220円を乗じて得た額
		人口割	4月1日時点の住民基本台帳に記録された人口数を、同日時点の住民基本台帳に記録された世帯数で除して得た数に、同日時点の自治会に加入している世帯数を乗じて得た数（1未満の端数は、これを切り捨てる。）に170円を乗じて得た額

別表第2（第5条関係）

防犯灯設置補助金

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
防犯灯の設置等に関する事業	防犯灯（LED灯及びLED灯と同等以上の性能を有すると認められる照明器具に限る。）の新設に係る経費	購入額及び工事費	1基当たり1万8,000円
	既設の防犯灯のLED灯（LED灯と同等以上の性能を有すると認められる照明器具を含む。）への更新に係る経費	購入額及び工事費	1基当たり1万3,000円
	ポール（口径100ミリメートル未満）の購入に係る経費	購入額	1本当たり1万円
	ポール（口径100ミリメートル以上）の購入に係る経費	購入額	1本当たり1万3,000円
	ポールの埋設工事に係る経費	工事費	1基当たり2万円
	ポールの撤去に係る経費	撤去費	1基当たり5,000円

備考 補助金の額の合計額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第5条関係）

防犯灯電気料金補助金

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
防犯灯の電気料金の支払に関する事業	防犯灯の電気料金	4月分の防犯灯の電気料金に1.2を乗じて得た額に3分の1を乗じて得た額

備考 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第4（第5条関係）

消防施設整備補助金

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
消防施設の整備に関する事業	消火ホースの購入に係る経費	購入額	1本当たり1万円
	筒先の購入に係る経費	購入額	1本当たり5,000円
	スタンドパイプの購入に係る経費	購入額	1本当たり5,000円
	器具格納箱の購入に係る経費	購入額	1箱当たり1万円
	ホースキャリアの購入に係る経費	購入額	1台当たり1万円
	小型動力ポンプ（C-1級型以上で、附属品として吸管（6メートル）、ロープ、とう籠及びリレーを備え付けているものに限る。）の購入に係る経費	購入額に2分の1を乗じて得た額	1台当たり50万円

備考 補助金の額の合計額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第5（第5条、第6条関係）

集会所等整備補助金

1 資格面積

自治会の世帯数	区	分	資 格 面 積
1, 000世帯未満	公認集会所	増築	440平方メートル（公認集会所の床面積）
		改築	440平方メートル（公認集会所の床面積－改築に係る面積）
	従たる公認集会所	増築	440平方メートル（（公認集会所の床面積）＋（（従たる公認集会所の床面積）×1/2））
		改築	440平方メートル（（公認集会所の床面積）＋（（従たる公認集会所の床面積－改築に係る面積）×1/2））
1, 000世帯以上 1, 500世帯未満	公認集会所	増築	660平方メートル（公認集会所の床面積）
		改築	660平方メートル（公認集会所の床面積－改築に係る面積）
	従たる公認集会所	増築	660平方メートル（（公認集会所の床面積）＋（（従たる公認集会所の床面積）×1/2））
		改築	660平方メートル（（公認集会所の床面積）＋（（従たる公認集会所の床面積－改築に係る面積）×1/2））
1, 500世帯以上	公認集会所	増築	990平方メートル（公認集会所の床面積）
		改築	990平方メートル（公認集会所の床面積－改築に係る面積）
	従たる公認集会所	増築	990平方メートル（（公認集会所の床面積）＋（（従たる公認集会所の床面積）×1/2））
		改築	990平方メートル（（公認集会所の床面積）＋（（従たる公認集会所の床面積－改築に係る面積）×1/2））

備考

- 算出した資格面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 市長が必要があると認める場合は、資格面積は、世帯数が1, 000世帯未満の自治会にあっては440平方メートルと、世帯数が1, 000世帯以上1, 500世帯未満の自治会にあっては660平方メートルと、世帯数が1, 500世帯以上の自治会にあっては990平方メートルとする。

2 実施単価

$$\text{実施単価} = (\text{補助対象経費の額}) \div (\text{新增改築に係る床面積})$$

備考 算出した実施単価に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
公認集会所の新增改築に関する事業	公認集会所の新增改築に要する経費（設備備	世帯数が1, 000世帯未満の自治会 新增改築の床面積（新築にあっては400平方メートル

	品及び設計に要する経費を含み、一般事務費及び土地購入費等に要する経費は含まない。)	ル、増築及び改築にあつては資格面積を上限とする。) × 16万円 (実施単価がこれを下回るときは、実施単価) × (1/2)
		世帯数が1,000世帯以上1,500世帯未満の自治会 新增改築の床面積 (新築にあつては600平方メートル、増築及び改築にあつては資格面積を上限とする。) × 16万円 (実施単価がこれを下回るときは、実施単価) × (1/2)
		世帯数が1,500世帯以上の自治会 新增改築の床面積 (新築にあつては900平方メートル、増築及び改築にあつては資格面積を上限とする。) × 16万円 (実施単価がこれを下回るときは、実施単価) × (1/2)
公認集会所の修繕等に関する事業	公認集会所の修繕等に要する経費 (設備備品及び設計に要する経費を含み、一般事務費及び土地購入費等に要する経費は含まない。)	公認集会所の修繕等に要する経費に2分の1を乗じて得た額

備考

- 1 公認集会所の新增改築に関する事業に係る補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 公認集会所の修繕等に関する事業に係る補助金の額に10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第6（第5条、第7条関係）

防犯カメラ設置補助金

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
防犯カメラの設置等に関する事業	防犯カメラ、レコーダー、ポール、防犯カメラを設置していることを表示した看板等その他取付部品（以下「防犯カメラ一式」という。）の購入に係る経費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額	1会計年度につき1自治会当たり20万円
	防犯カメラ一式（設置後60月以内のものに限る。）のリース料（保守点検に要するものを除く。）		
	防犯カメラ一式の設置に係る工事費（既存の設備の撤去又は移設に要するものを除く。）		
	防犯カメラ一式の修繕に係る経費（保守点検に要するものを除く。）		
	その他市長が必要と認めるもの		

備考 補助金の額の合計額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第7（第5条、第8条関係）

通信機器等導入補助金

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
有線放送施設の設置等に関する事業	増幅器の購入に係る経費	購入額	1台当たり8万円
	家庭取付用スピーカーの購入に係る経費	購入額	1台当たり3,000円
	トランペットスピーカーの購入に係る経費	購入額	1台当たり1万円
	ポール（口径100ミリメートル未満）の購入に係る経費	購入額	1本当たり1万円
	ポール（口径100ミリメートル以上）の購入に係る経費	購入額	1本当たり1万3,000円
	ポールの埋設工事に係る経費	工事費	1基当たり2万円
	ポールの撤去に係る経費	撤去費	1基当たり5,000円
無線放送施設の設置に関する事業	放送機器の購入に係る経費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額	1会計年度につき1自治会当たり50万円
	受信機器の購入に係る経費	購入額	1台当たり3,000円
デジタル機器等を用いた通信環境の整備に関する事業	デジタル機器及びソフトウェアの購入に係る経費並びに回線工事等環境の整備に係る経費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額	1会計年度につき1自治会当たり10万円
	インターネット回線、アプリケーション及びウェブサービスの使用に係る経費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額	1会計年度につき1自治会当たり50万円

備考 補助金の額の合計額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第8（第9条、第11条関係）

申請書の添付書類

自治会補助金等の区分	添付書類	類
防犯灯設置補助金	1 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し 2 防犯灯を設置し、又はポールを撤去する場所が分かる地図	
防犯灯電気料金補助金	4月分の防犯灯の電気料金が分かる領収書等の写し	
消防施設整備補助金	補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し	
集会所等整備補助金	1 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し 2 補助対象事業に係る仕様書 3 新增改築及び修繕等の設計図及び配置図 4 現況写真 5 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく確認の申請を要するものにあつては、建築確認の通知書	
防犯カメラ設置補助金	1 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し 2 防犯カメラの設置について事前に自治会の会員に周知していることが分かるもの 3 防犯カメラの設置場所の所有者から設置についての許可を得ていることが分かるもの 4 防犯カメラの運用基準 5 香芝警察署に意見を求めていることが分かるもの 6 個人の住宅の玄関、庭その他私的な空間が撮影範囲に含まれる場合においては、所有者、居住者等の同意を得ていることが分かるもの 7 防犯カメラのリース契約を締結する場合においては、契約期間の終了後に防犯カメラの所有権が自治会に移転するものであることが分かるもの 8 防犯カメラを設置する場所が分かる地図 9 撮影範囲を記した平面図 10 防犯カメラを設置し、又は修繕する場所の現況写真 11 防犯カメラのカタログ等 12 防犯カメラを設置していることを表示した看板等の写真、図等 13 その他市長が必要と認めるもの	
通信機器等導入補助金	1 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し 2 通信機器等のカタログ等	

別表第9（第12条関係）

実績報告書の添付書類

自治会補助金等の区分	添付書類
防犯灯設置補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し 2 防犯灯を設置し、又はポールを撤去した場所が分かる地図
消防施設整備補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し 2 消防施設を設置した場所が分かる地図
集会所等整備補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し 2 工事請負契約書の写し 3 完成後の写真 4 その他市長が必要と認めるもの
防犯カメラ設置補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し 2 防犯カメラを設置し、又は修繕した場所が分かる地図 3 防犯カメラ一式の設置後の写真
通信機器等導入補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し 2 通信機器等を設置した場所が分かる地図 3 通信機器等の設置後の写真

第1号様式（第6条関係）

公認集会所認定申請書

年 月 日

香芝市長

自治会名

住 所

自治会長氏名

電 話 番 号

公認集会所の認定を受けたいので、香芝市自治会補助金等交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 集会所等の所在地
- 2 集会所等の名称

添付書類

- 集会所等の位置が分かる地図
- 集会所等の図面、見取図等
- 集会所等の現況写真
- その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



公認集会所認定通知書

年 月 日付けで申請のあった公認集会所の認定について、認定をいたしましたので、香芝市自治会補助金等交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 公認集会所の所在地
- 2 公認集会所の名称

第3号様式（第9条関係）

香芝市自治会補助金等交付申請書

年 月 日

香芝市長

自治会名

住 所

自治会長氏名

電 話 番 号

香芝市自治会補助金等の交付について、香芝市自治会補助金等交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 自治会補助金等の種別

- 自治会交付金
- 防犯灯設置補助金
- 防犯灯電気料金補助金
- 消防施設整備補助金
- 集会所等整備補助金
- 防犯カメラ設置補助金
- 通信機器等導入補助金

2 申請の内容

別紙事業計画書のとおり

事業計画書（自治会交付金）

年 月 日

1 補助対象事業

自治会の運営、自治会活動、行政への協力その他自治振興に関する事業

2 申請金額の合計額 金 円

内訳

(1) 均等割

香芝市自治連合会に所属する自治会 年額 円

香芝市自治連合会に所属しない自治会 年額 4万5,000円

(2) 世帯割

4月1日時点の自治会に加入している世帯数（A）	世帯
4月1日時点の住民基本台帳に記録された世帯数（B）	世帯
（A）と（B）のいずれか少ない数（C）	世帯
（C）× 円	円

(3) 人口割

4月1日時点の自治会に加入している世帯数（A）	(2)のとおり
4月1日時点の住民基本台帳に記録された世帯数（B）	(2)のとおり
（A）と（B）のいずれか少ない数（C）	(2)のとおり
4月1日時点の住民基本台帳に記録された人口数（D）	人
（D）÷（B）×（C）（1未満の端数切捨て）（E）	
（E）×170円	円

事業計画書（防犯灯設置補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

防犯灯の設置等に関する事業

2 申請金額の合計額 金

円（100円未満の端数切捨て）

内訳

(1) 防犯灯（LED灯及びLED灯と同等以上の性能を有すると認められる照明器具に限る。）の新設

新設数（A）	基
1基当たりの購入額及び工事費（B）	円
（B）と1万8,000円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(2) 既設の防犯灯のLED灯（LED灯と同等以上の性能を有すると認められる照明器具を含む。）への更新

更新数（A）	基
1基当たりの購入額及び工事費（B）	円
（B）と1万3,000円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(3) ポール（口径100ミリメートル未満）の購入

購入数（A）	本
1本当たりの購入額（B）	円
（B）と1万円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(4) ポール（口径100ミリメートル以上）の購入

購入数（A）	本
1本当たりの購入額（B）	円
（B）と1万3,000円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(5) ポールの埋設工事

埋設数（A）	基
1件当たりの工事費の額（B）	円
（B）と2万円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(6) ポールの撤去

撤去数（A）	基
1件当たりの撤去費の額（B）	円

(B) と 5, 0 0 0 円のいずれか少ない額 (C)	円
(A) × (C) =	円

添付書類

補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し

防犯灯を設置し、又はポールを撤去する場所が分かる地図

事業計画書（防犯灯電気料金補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

防犯灯の電気料金の支払に関する事業

2 申請金額 金 円（100円未満の端数切捨て）

4月分の防犯灯の電気料金	円×4＝	円
--------------	------	---

添付書類

4月分の防犯灯の電気料金分かる領収書等の写し

事業計画書（消防施設整備補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

消防施設の整備に関する事業

2 申請金額の合計額 金 円（100円未満の端数切捨て）

内訳

(1) 消火ホース

購入数 (A)		本
1本当たりの購入額 (B)		円
(B) と 1万円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(2) 筒先

購入数 (A)		本
1本当たりの購入額 (B)		円
(B) と 5,000円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(3) スタンドパイプ

購入数 (A)		本
1本当たりの購入額 (B)		円
(B) と 5,000円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(4) 器具格納箱

購入数 (A)		箱
1箱当たりの購入額 (B)		円
(B) と 1万円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(5) ホースキャリア

購入数 (A)		台
1台当たりの購入額 (B)		円
(B) と 1万円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(6) 小型動力ポンプ（C-1級型以上で、附属品として吸管（6メートル）、ロープ、とう籠及びリレーを備え付けているものに限る。）

購入数 (A)		台
1台当たりの購入額 (B)		円
(B) ÷ 2 (C)		円

(C) と 50 万円のいずれか少ない額 (D)	円
(A) × (D) =	円

添付書類

補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し

事業計画書（集会所等整備補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

- 公認集会所の新增改築に関する事業
 公認集会所の修繕等に関する事業

2 資格面積

(1) 公認集会所の増築

公認集会所の床面積（A）	平方メートル
平方メートル－（A）＝ （1平方メートル未満端数切捨て）	平方メートル

(2) 公認集会所の改築

公認集会所の床面積（A）	平方メートル
改築に係る床面積（B）	平方メートル
平方メートル－（（A）－（B））＝ （1平方メートル未満端数切捨て）	平方メートル

(3) 従たる公認集会所の増築

公認集会所の床面積（A）	平方メートル
従たる公認集会所の床面積（B）	平方メートル
（B）×1/2＝（C）	平方メートル
平方メートル－（（A）＋（C））＝ （1平方メートル未満端数切捨て）	平方メートル

(4) 従たる公認集会所の改築

公認集会所の床面積（A）	平方メートル
従たる公認集会所の床面積（B）	平方メートル
改築に係る床面積（C）	平方メートル
（（B）－（C））×1/2＝（D）	平方メートル
平方メートル－（（A）＋（D））＝ （1平方メートル未満端数切捨て）	平方メートル

3 実施単価

補助対象経費の額（A）	円
新增改築に係る床面積（B）	円
（A）÷（B）＝ （1円未満端数切捨て）	円

4 申請金額の合計額 金 円
内訳

(1) 新築

新築の床面積 (A)	平方メートル
(A) と 平方メートルのいずれか少ない面積 (B)	平方メートル
実施単価と 16 万円のいずれか低い額 (C)	円
$(B) \times (C) \times 1/2 =$ (1,000円未満端数切捨て)	円

(2) 増築及び改築

増築及び改築の床面積 (A)	平方メートル
(A) と 資格面積のいずれか少ない面積 (B)	平方メートル
実施単価と 16 万円のいずれか低い額 (C)	円
$(B) \times (C) \times 1/2 =$ (1,000円未満端数切捨て)	円

(3) 修繕等

修繕等に要する経費 (A)	円
$(A) \times 1/2 =$ (10万円未満端数切捨て)	円

添付書類

- 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- 補助対象事業に係る仕様書
- 新增改築及び修繕等の設計図及び配置図
- 現況写真
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく確認の申請を要するものにあつては、建築確認の通知書

事業計画書（防犯カメラ設置補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

防犯カメラの設置等に関する事業

2 申請金額の合計額 金

円（100円未満の端数切捨て）

内訳

防犯カメラ一式の購入に係る経費（A）	円
防犯カメラ一式のリース料（B）	円
防犯カメラ一式の設置に係る工事費（C）	円
防犯カメラ一式の修繕に係る経費（D）	円
その他市長が必要と認めるものの額（E）	円
$(A) + (B) + (C) + (D) + (E) \times 1/2 =$	円

備考 国、奈良県等から補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の額から当該国、奈良県等の補助金等の額を差し引いてください。

添付書類

- 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- 防犯カメラの設置について事前に自治会の会員に周知していることが分かるもの
- 防犯カメラの設置場所の所有者から設置についての許可を得ていることが分かるもの
- 防犯カメラの運用基準
- 香芝警察署に意見を求めていることが分かるもの
- 個人の住宅の玄関、庭その他私的な空間が撮影範囲に含まれる場合においては、所有者、居住者等の同意を得ていることが分かるもの
- 防犯カメラのリース契約を締結する場合においては、契約期間の終了後に防犯カメラの所有権が自治会に移転するものであることが分かるもの
- 防犯カメラを設置する場所が分かる地図
- 撮影範囲を記した平面図
- 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- 防犯カメラのカタログ等
- 防犯カメラを設置していることを表示した看板等の写真、図等
- その他市長が必要と認めるもの

事業計画書（通信機器等導入補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

- 有線放送施設の設置等に関する事業
無線放送施設の設置に関する事業
デジタル機器等を用いた通信環境の整備に関する事業

2 申請金額の合計額 金 円（100円未満の端数切捨て）

内訳

(1) 有線放送施設の設置等に関する事業

ア 増幅器の購入

購入台数 (A)	台
1台当たりの購入額 (B)	円
(B)と8万円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

イ 家庭取付用スピーカーの購入

購入台数 (A)	台
1台当たりの購入額 (B)	円
(B)と3,000円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

ウ トランペットスピーカーの購入

購入台数 (A)	台
1台当たりの購入額 (B)	円
(B)と1万円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

エ ポール（口径100ミリメートル未満）の購入

購入本数 (A)	本
1本当たりの購入額 (B)	円
(B)と1万円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

オ ポール（口径100ミリメートル以上）の購入

購入本数 (A)	本
1本当たりの購入額 (B)	円
(B)と1万3,000円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

カ ポールの埋設工事

埋設数 (A)	基
---------	---

1 基当たりの工事費の額 (B)	円
(B) と 2 万円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

キ ポールの撤去

撤去数 (A)	基
1 基当たりの撤去費の額 (B)	円
(B) と 5, 0 0 0 円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

(2) 無線放送施設の設置に関する事業

ア 放送機器の購入

購入額 (A)	円
(A) × 1 / 2 =	円

イ 受信機器の購入

購入台数 (A)	台
1 台当たりの購入額 (B)	円
(B) と 3, 0 0 0 円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

(3) デジタル機器等を用いた通信環境の整備に関する事業

ア デジタル機器及びソフトウェアの購入並びに回線工事等環境の整備

補助対象経費の額 (A)	円
(A) × 1 / 2 =	円

イ インターネット回線、アプリケーション及びウェブサービスの使用

補助対象経費の額 (A)	円
(A) × 1 / 2 =	円

備考 国、奈良県等から補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の額から当該国、奈良県等の補助金等の額を差し引いてください。

添付書類

- 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- 通信機器等のカタログ等

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市自治会補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市自治会補助金等について、
香芝市自治会補助金等交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり通知し
ます。

1 自治会補助金等の種別

2 交付決定金額 金 円

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市自治会補助金等不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市自治会補助金等について、次の理由により不交付と決定しましたので、香芝市自治会補助金等交付要綱第10条第2項の規定により、通知します。

1 自治会補助金等の種別

2 不交付の理由

第6号様式（第11条関係）

香芝市自治会補助金等変更承認申請書

年 月 日

香芝市長

自治会名

住 所

自治会長氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市自治会補助金等について、事業の内容等を変更したいので、香芝市自治会補助金等交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 自治会補助金等の種別

- 防犯灯設置補助金
- 消防施設整備補助金
- 集会所等整備補助金
- 防犯カメラ設置補助金
- 通信機器等導入補助金

2 変更内容

添付書類

- 変更の内容が分かる書類

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市自治会補助金等変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市自治会補助金等に係る事業の内容等の変更について、香芝市自治会補助金等交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 自治会補助金等の種別

2 変更後の交付決定金額 金 円

第8号様式（第12条関係）

香芝市自治会補助金等実績報告書

年 月 日

香芝市長

自治会名

住 所

自治会長氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市自治会補助金等について、香芝市自治会補助金等交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

1 自治会補助金等の種別

- 防犯灯設置補助金
- 消防施設整備補助金
- 集会所等整備補助金
- 防犯カメラ設置補助金
- 通信機器等導入補助金

2 実績の内容

別紙のとおり

実績報告書（防犯灯設置補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

防犯灯の設置等に関する事業

2 補助対象事業の実績

内訳

(1) 防犯灯（LED灯及びLED灯と同等以上の性能を有すると認められる照明器具に限る。）の新設

新設数（A）	基
1基当たりの購入額及び工事費（B）	円
（B）と1万8,000円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(2) 既設の防犯灯のLED灯（LED灯と同等以上の性能を有すると認められる照明器具を含む。）への更新

更新数（A）	基
1基当たりの購入額及び工事費（B）	円
（B）と1万3,000円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(3) ポール（口径100ミリメートル未満）の購入

購入数（A）	本
1本当たりの購入額（B）	円
（B）と1万円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(4) ポール（口径100ミリメートル以上）の購入

購入数（A）	本
1本当たりの購入額（B）	円
（B）と1万3,000円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(5) ポールの埋設工事

埋設数（A）	基
1件当たりの工事費の額（B）	円
（B）と2万円のいずれか少ない額（C）	円
（A）×（C）＝	円

(6) ポールの撤去

撤去数（A）	基
1件当たりの撤去費の額（B）	円

(B) と 5, 0 0 0 円のいずれか少ない額 (C)	円
(A) × (C) =	円

添付書類

補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し

防犯灯を設置し、又はポールを撤去した場所が分かる地図

実績報告書（消防施設整備補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

消防施設の整備に関する事業

2 補助対象事業の実績

内訳

(1) 消火ホース

購入数 (A)		本
1 本当たりの購入額 (B)		円
(B) と 1 万円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(2) 筒先

購入数 (A)		本
1 本当たりの購入額 (B)		円
(B) と 5, 0 0 0 円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(3) スタンドパイプ

購入数 (A)		本
1 本当たりの購入額 (B)		円
(B) と 5, 0 0 0 円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(4) 器具格納箱

購入数 (A)		箱
1 箱当たりの購入額 (B)		円
(B) と 1 万円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(5) ホースキャリア

購入数 (A)		台
1 台当たりの購入額 (B)		円
(B) と 1 万円のいずれか少ない額 (C)		円
(A) × (C) =		円

(6) 小型動力ポンプ（C—1 級型以上で、附属品として吸管（6メートル）、ロープ、とう籠及びリレーを備え付けているものに限る。）

購入数 (A)		台
1 台当たりの購入額 (B)		円
(B) ÷ 2 (C)		円

(C) と 50 万円のいずれか少ない額 (D)	円
(A) × (D) =	円

添付書類

- 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し
- 消防施設を設置した場所が分かる地図

実績報告書（集会所等整備補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

- 公認集会所の新增改築に関する事業
 公認集会所の修繕等に関する事業

2 資格面積

(1) 公認集会所の増築

公認集会所の床面積（A）	平方メートル
平方メートル－（A）＝ （1平方メートル未満端数切捨て）	平方メートル

(2) 公認集会所の改築

公認集会所の床面積（A）	平方メートル
改築に係る床面積（B）	平方メートル
平方メートル－（（A）－（B））＝ （1平方メートル未満端数切捨て）	平方メートル

(3) 従たる公認集会所の増築

公認集会所の床面積（A）	平方メートル
従たる公認集会所の床面積（B）	平方メートル
（B）×1/2＝（C）	平方メートル
平方メートル－（（A）＋（C））＝ （1平方メートル未満端数切捨て）	平方メートル

(4) 従たる公認集会所の改築

公認集会所の床面積（A）	平方メートル
従たる公認集会所の床面積（B）	平方メートル
改築に係る床面積（C）	平方メートル
（（B）－（C））×1/2＝（D）	平方メートル
平方メートル－（（A）＋（D））＝ （1平方メートル未満端数切捨て）	平方メートル

3 実施単価

補助対象経費の額（A）	円
新增改築に係る床面積（B）	円
（A）÷（B）＝ （1円未満端数切捨て）	円

4 補助対象事業の実績

内訳

(1) 新築

新築の床面積 (A)	平方メートル
(A) と 平方メートルのいずれか少ない面積 (B)	平方メートル
実施単価と 16 万円のいずれか低い額 (C)	円
$(B) \times (C) \times 1/2 =$ (1,000円未満端数切捨て)	円

(2) 増築及び改築

増築及び改築の床面積 (A)	平方メートル
(A) と 資格面積のいずれか少ない面積 (B)	平方メートル
実施単価と 16 万円のいずれか低い額 (C)	円
$(B) \times (C) \times 1/2 =$ (1,000円未満端数切捨て)	円

(3) 修繕等

修繕等に要する経費 (A)	円
$(A) \times 1/2 =$ (10万円未満端数切捨て)	円

添付書類

- 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し
- 工事請負契約書の写し
- 完成後の写真
- その他市長が必要と認めるもの

実績報告書（防犯カメラ設置補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

防犯カメラの設置等に関する事業

2 補助対象事業の実績

内訳

防犯カメラ一式の購入額（A）	円
防犯カメラ一式のリース料（B）	円
防犯カメラ一式の設置に係る工事費（C）	円
防犯カメラ一式の修繕費（D）	円
その他市長が必要と認めるものの額（E）	円
$(A) + (B) + (C) + (D) + (E) \times 1/2 =$	円

備考 国、奈良県等から補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の額から当該国、奈良県等の補助金等の額を差し引いてください。

添付書類

- 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し
- 防犯カメラを設置し、又は修繕した場所が分かる地図
- 防犯カメラ一式の設置後の写真

実績報告書（通信機器等導入補助金）

年 月 日

1 補助対象事業

- 有線放送施設の設置等に関する事業
- 無線放送施設の設置に関する事業
- デジタル機器等を用いた通信環境の整備に関する事業

2 補助対象事業の実績

内訳

(1) 有線放送施設の設置等に関する事業

ア 増幅器の購入

購入台数 (A)	台
1台当たりの購入額 (B)	円
(B) と 8 万円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

イ 家庭取付用スピーカーの購入

購入台数 (A)	台
1台当たりの購入額 (B)	円
(B) と 3, 0 0 0 円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

ウ トランペットスピーカーの購入

購入台数 (A)	台
1台当たりの購入額 (B)	円
(B) と 1 万円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

エ ポール（口径100ミリメートル未満）の購入

購入本数 (A)	本
1本当たりの購入額 (B)	円
(B) と 1 万円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

オ ポール（口径100ミリメートル以上）の購入

購入本数 (A)	本
1本当たりの購入額 (B)	円
(B) と 1 万 3, 0 0 0 円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

カ ポールの埋設工事

埋設数 (A)	基
---------	---

1 基当たりの工事費の額 (B)	円
(B) と 2 万円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

キ ポールの撤去

撤去数 (A)	基
1 基当たりの撤去費の額 (B)	円
(B) と 5, 0 0 0 円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

(2) 無線放送施設の設置に関する事業

ア 放送機器の購入

購入額 (A)	円
(A) × 1 / 2 =	円

イ 受信機器の購入

購入台数 (A)	台
1 台当たりの購入額 (B)	円
(B) と 3, 0 0 0 円のいずれか低い額 (C)	円
(A) × (C) =	円

(3) デジタル機器等を用いた通信環境の整備に関する事業

ア デジタル機器及びソフトウェアの購入並びに回線工事等環境の整備

補助対象経費の額 (A)	円
(A) × 1 / 2 =	円

イ インターネット回線、アプリケーション及びウェブサービスの使用

補助対象経費の額 (A)	円
(A) × 1 / 2 =	円

備考 国、奈良県等から補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の額から当該国、奈良県等の補助金等の額を差し引いてください。

添付書類

- 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し
- 通信機器等を設置した場所が分かる地図
- 通信機器等の設置後の写真

第9号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市自治会補助金等交付金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした香芝市自治会補助金等について、香芝市自治会補助金等交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 自治会補助金等の種別

2 交付確定金額 金 円

第10号様式（第14条関係）

香芝市自治会補助金等交付請求書

年 月 日

香芝市長

自治会名

住 所

自治会長氏名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付金額が確定した香芝市自治会補助金等について、香芝市自治会補助金等交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 自治会補助金等の種別

- 自治会交付金
- 防犯灯設置補助金
- 防犯灯電気料金補助金
- 消防施設整備補助金
- 集会所等整備補助金
- 防犯カメラ設置補助金
- 通信機器等導入補助金

2 請求額 金 円

第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)

香芝市自治会補助金等概算払請求書

年 月 日

香芝市長

自治会名

住 所

自治会長氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市自治会補助金等について、概算払を受けたいので、香芝市自治会補助金等交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 自治会補助金等の種別

- 防犯灯設置補助金
- 消防施設整備補助金
- 集会所等整備補助金
- 防犯カメラ設置補助金
- 通信機器等導入補助金

2 概算払請求額 金 円

第12号様式（第15条関係）

香芝市自治会補助金等概算払精算書

年 月 日

香芝市長

自治会名

住 所

自治会長氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付金額が確定した香芝市自治会補助金等について、香芝市自治会補助金等交付要綱第15条第3項の規定により、次のとおり精算します。

自治会補助金等の種別	<input type="checkbox"/> 防犯灯設置補助金 <input type="checkbox"/> 消防施設整備補助金 <input type="checkbox"/> 集会所等整備補助金 <input type="checkbox"/> 防犯カメラ設置補助金 <input type="checkbox"/> 通信機器等導入補助金
概算払を受けた金額	金 円
交付確定金額	金 円
差引過不足額 (<input type="checkbox"/> 請求額 <input type="checkbox"/> 返還額)	金 円

備考 不足額を請求する場合は、自治会長氏名欄に押印してください。